

ロータリーの義務

よく、ロータリアンの三大義務として、会費支払、例会出席、機関紙購読があげられますが、果たしてそれだけでしょうか。また、ロータリアンの義務が存在するのならば、当然のことながら国際ロータリーの義務も、ロータリークラブの義務も存在するはずです。

私たちは国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款に拘束されており、これらを変更できるのは規定審議会のみであることが定められています。すなわちこれらの三つの規約の中に国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンの義務が定められており、それ以外の RI 理事会の決定やクラブ細則は義務ではなく、単なる要請事項乃至は推奨事項に過ぎないということがいえま

す。そこで、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款の中から、国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンが遵守しなければならない義務を抜粋してみました。

国際ロータリーの義務

1. ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること。
2. 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
3. RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。
4. 規定審議会を RI の立法機関とすること。
5. RI の国際大会を開催すること。

ロータリークラブの義務

1. 国際ロータリーに加盟すること。
2. クラブの所在地域を確定すること。
3. 毎週 1 回、定例の日時に例会を開催すること。
4. 役員を選挙するための年次総会を開催すること。
5. 会員数が 50 名未満のクラブは同一職業分類に属する正会員の数は 5 名まで、会員数が 50 名以上のクラブは同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントまで認めること。
6. クラブの管理主体は理事会とすること。
7. すべてのクラブは、RI 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
8. 各クラブは半年ごとに、人頭分担金を RI に納付すること。

ロータリアン義務

1. ロータリーの綱領、RI 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
2. 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者であること。
3. 一般に認められた有益な事業または専門職務の持ち主、共同経営者、法人役員、支配人であること。一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺部にあること。

4. 職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍することができる。
5. クラブの例会に出席すること。出席不可能な場合は欠席をメイクアップすること。
6. 入会金および年会費を納入すること。但し、移籍会員、他クラ
7. RIの機関雑誌または地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

2006年6月26日